

## 改正

昭和51年3月12日条例第32号  
 昭和54年6月30日条例第20号  
 昭和63年10月4日条例第19号  
 平成10年3月31日条例第13号  
 平成12年6月23日条例第32号  
 平成16年3月31日条例第5号  
 平成30年9月28日条例第30号

## 江別市社会福祉審議会条例

## (目的)

**第1条** この条例は、本市における社会福祉に関する基本的事項を調査、審議するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の趣旨に基づき、市長の諮問機関として江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって市民福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

## (組織)

**第2条** 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関する事業等に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者

## (委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のなかからこれを互選する。

2 会長は、審議会を代表し、議事、その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (専門部会)

**第5条** 審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

専門部会名	調査審議する事項
心身障がい者福祉専門部会	心身障がい者の福祉に関する事項
高齢者福祉専門部会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門部会	児童福祉に関する事項

2 部会は、審議会から付託され、又は委任された事項を審議するほか、会長が定める軽易な事項について処理することができる。

3 前項に規定するもののうち、審議会が部会に委任した事項は、部会の決議をもって審議会の決議にかえるものとする。ただし、部会長は、この決議事項をその都度会長に報告しなければならない。

4 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

6 部会長は、特別な事項を調査、審議する必要があると認めるときは、部会に諮り、臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、会長の推薦により市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別な事項の調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (招集)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、部会は部会長が招集する。

## (会議)

**第7条** 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(規則への委任)

**第9条** この条例の施行に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

**附 則**

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に委嘱される第3条第2項第1号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、昭和50年4月30日までとする。

**附 則** (昭和51年3月12日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和54年6月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

(条例の一部改正)

2 (1) 江別市福祉センター条例(昭和45年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

(2) 江別市青少年会館条例(昭和46年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(3) 江別市児童館条例(昭和46年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(規程の廃止)

3 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 江別市福祉センター運営審議会規程(昭和46年訓令第1号)

(2) 江別市青少年会館運営委員会規程(昭和47年訓令第13号)

(3) 江別市児童館運営委員会規程(昭和47年訓令第14号)

(規程の廃止に伴う委員の任期)

4 江別市福祉センター運営審議会規程第3条の規定により、審議会の委員に委嘱され、現に会長、副会長及び委員の職にある者、及び江別市青少年会館運営委員会規程第3条の規定により委員会の委員に委嘱され、現に委員長、副委員長及び委員の職にある者、並びに江別市児童館運営委員会規程第3条の規定により、委員会の委員に委嘱され、現に委員長、副委員長及び委員の職にある者の任期は、それぞれの当該規程の規定にかかわらず、この条例の施行の日をもって任期満了とする。

**附 則** (昭和63年10月4日条例第19号)

この条例は、昭和63年11月1日から施行する。

**附 則** (平成10年3月31日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年6月23日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年6月7日から適用する。

**附 則** (平成16年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年9月28日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。